令和6年11月 長野県白馬村

はじめに

長野県は、令和8年4月から長野県観光振興税(仮称)制度(以下「県制度」という。)の導入を目指しています。この制度は、宿泊行為に対する課税(いわゆる宿泊税)を行うものです。

白馬村が同時期から導入を目指している税制度の課税対象も宿泊行為になりますので、村内の宿泊施設 の宿泊者は県税と村税を負担することになります。ただし、県税に村税を単に上乗せするということでは ありません。独自課税を行う市町村では、県の税率が300円から150円に引き下げられ、その引下げ分

(課税余地)を用いて市町村税を課税することになります。そのため、課税余地と市町村税が同額であれば、宿泊者が負担する税額に変わりはないことになります(図1)。

なお、宿泊者が税を支払う場面では、市町村税と県税を合算した税額(図1の例では300円)を支払うことになります。

このように、村税と県税は課税対象(宿泊 行為)と納税義務者(宿泊者)が同一であ り、かつ、宿泊者は合算した税額を支払う ことになりますので、宿泊者と宿泊施設に とってわかりやすい制度にする必要があ



ります。そのため、本骨子は先に公表された県制度を前提としています。

制度の主要項目

1. 名 称…白馬村観光振興税(仮称)

県税の名称は、「長野県観光振興税(仮称)」です。これは、宿泊行為に対する課税を先行させるものの、 将来的には宿泊業以外への展開も想定しているためで、目的(観光振興)を表す名称としています。

白馬村では、村税と県税を合わせて賦課徴収するため、統一感のある名称が望ましいことと、目的を同じくする他の財源も並行して検討しているため、将来的に他財源への展開を想定したときに目的(観光振興)を表す名称が適切であることから、村税の名称も「白馬村観光振興税(仮称)」としました。なお、宿泊者への説明の場面を想定し、伝わりやすく、かつ、統一した英語表記や通称は別途検討します。

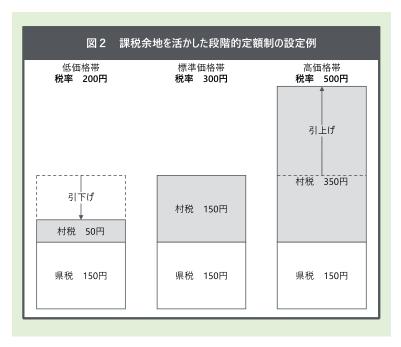
2. 税 率…段階的定額制

県税の税率は、1人1泊につき 300 円の一律定額制です。また、1人1泊3,000 円未満の宿泊に対しては課しません(免税点)。

白馬村内における宿泊料金は、5,000 円未満の低価格帯から 50,000 円以上の高価格帯まで幅広く分布 しています。そのため、村税の税率の設定にあたっては、宿泊税の相場からみて 300 円を割高に感じて しまう低価格への配慮と、応能負担原則に則った高価格帯への対応が求められます。

先述したとおり、独自課税を行う市町村では県の税率が引き下げられますので、これを活かして段階的定額制を設定します。県税はどの価格帯であっても一律150円ですので、価格帯に応じて村税に強弱をつけることで、低価格帯では税率を低く、高価格帯では税率を高く設定し、これにより低価格帯への配慮と高価格帯への対応を同時に実現します(図2)。

この場合の税率は、宿泊料金の区分に応じた額になりますが、いくつかの案をA. 宿泊税の相場からみて割高に感じてしまう低価格への配慮、B. 応能負担原



則に則った高価格帯への対応、C. 低い税額となるような調整が働くことはないか、D. 需要額に対する充足度といった4つのポイントから評価し(別紙1)、表1のとおり設定しました。

なお、100,000 円以上の税率は 2,000 円と設定していますが、今後村内において、超高価格帯の宿泊施設のオープンが計画されていることを考えると、こうした価格帯に対応した段階設定も必要です。そのため、宿泊者の担税力からみた負担の公平性や制度運用後の税収額から必要性を見極めます。

表 1 白馬村観光振興税(仮称)の税率

税		1人1泊の宿泊料金の区分に応じた額			
	率	3,000 円以上 10,000 円未満	200 円	(村税 50 円、県税 150 円)	
		10,000 円以上 20,000 円未満	300 円	(村税 150 円、県税 150 円)	
		20,000 円以上 50,000 円未満	500 円	(村税 350 円、県税 150 円)	
		50,000 円以上 100,000 円未満	1,000円	(村税 850 円、県税 150 円)	
		100, 000 円以上	2,000円	(村税 1,850円、県税 150円)	

3. 県制度に準じる項目

次の項目については、県制度との連動が特に必要なため、県制度に準じることとしています。

- 〇 納税義務者
- 〇 徴収方法
- 〇 特別徴収義務者

- 〇 特別徴収義務者報償金
- 〇 課税免除
- 〇 免税点

意見募集の対象

白馬村観光振興税(仮称)制度の骨子

項目	内容
1. 名称	白馬村観光振興税(仮称)
2. 目的	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
3. 主な使途**	 ① 観光客の利便性・満足度向上に資する事業(観光客の満足度の最大化) ② 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業(観光による負の影響の最小化) ③ 税等の徴収・運用の仕組みづくり ④ 課題抽出、事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査・計画事業 ⑤ 観光リスクマネジメント
4. 納税義務者 (長野県に準じる)	白馬村に所在する以下の施設に宿泊する者 ● 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ● 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
5. 徴収方法 (長野県に準じる) 6. 特別徴収義務者 (長野県に準じる)	特別徴収の方法 宿泊施設の経営者その他徴収に便宜を有する者
7. 特別徴収義務者報償金 (長野県に準じる)	期限内申告納入額の 2.5% (制度開始 5 年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算)
8. 税率	1 人 1 泊の宿泊料金の区分に応じた額 3,000 円以上 10,000 円未満 200 円 (村税 50 円、県税 150 円) 10,000 円以上 20,000 円未満 300 円 (村税 150 円、県税 150 円) 20,000 円以上 50,000 円未満 500 円 (村税 350 円、県税 150 円) 50,000 円以上 100,000 円未満 1,000 円 (村税 850 円、県税 150 円) 100,000 円以上 2,000 円 (村税 1,850 円、県税 150 円)
9. 収入見込額	年間 385, 511 千円 (村税 243, 986 千円、県税 141, 525 千円)
10. 課税免除 (長野県に準じる)	修学旅行その他学校行事に参加している者
11. 免税点 (長野県に準じる)	1人1泊3,000円未満の宿泊
12. 制度見直し期間	条例施行後3年、以降5年ごとに制度のあり方を検討
13. 施行予定日	令和8年(2026年) 4月

[※]白馬のみらい観光税の使途に関する基本方針、および使途審議組織についての提言(令和6年1月、白馬村観光地経営会議)より、具体的な事業例と需要額は別紙2のとおり

○税率

■ 宿泊料金の区分とそれに応じた税額の設定

自治体名	長野県	白馬村①	白馬村②	白馬村③
税率	定額制 一律	定額制 1人1泊の宿泊料 金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料 金の区分に応じた額	定額制 1人1泊の宿泊料 金の区分に応じた額
免税点	3,000円未満	3,000円未満	3,000円未満	3,000円未満
~2,999円	非課税	非課税	非課税	非課税
3,000円~4,999円	300円	250円	200円	200円
5,000円~6,999円	300円	250円	300円	200円
7,000円~9,999円	300円	250円	300円	200円
10,000円~14,999円	300円	250円	300円	300円
15,000円~19,999円	300円	250円	300円	300円
20,000円~49,999円	300円	500円	500円	500円
50,000円~99,999円	300円	1,000円	1,000円	1,000円
100,000円~	300円	1,000円	1,000円	2,000円
税収見込み	283,050千円	368,174千円	389,106千円	385,511千円
うち県税	141,525千円	141,525千円	141,525千円	141,525千円
うち村税	141,525千円	226,649千円	247,581千円	243,986千円
類似する先行自治体		京都市		

宿泊料金の区分と税額の決定

- ① 京都市の税率を例に、20,000円未満の税額を250円に減額
- ② 宿泊料金に対する税負担が最も大きい5,000円未満の価格帯に配慮
- ③ 10,000円未満の価格帯に配慮する一方で、100,000円以上を増額

評価ポイン

- A. 宿泊税の相場からみて割高に感じてしまう低価格への配慮
- B. 応能負担原則に則った高価格帯への対応
- C. 低い税額となるような調整が働くことはないか
- D. 需要額(3.0億円)に対する充足度

	県	村①	村②	村③
ポイント A	\triangle	0	0	
ポイント B	\triangle	\circ	0	
ポイント C		0	0	\triangle
ポイント D	\triangle	0		
評価点	6点	8点	9点	10点

白馬村③

決定税率

3,000円以上10,000円未満 200円(村税50円、県税150円) 10,000円以上20,000円未満 300円(村税150円、県税150円) 20,000円以上50,000円未満 500円(村税350円、県税150円) 50,000円以上100,000円未満 1,000円(村税850円、県税150円) 100,000円以上 2,000円(村税1,850円、県税150円)

■ 目的 / 税の導入により解決したい課題・取組の方向性

目 的

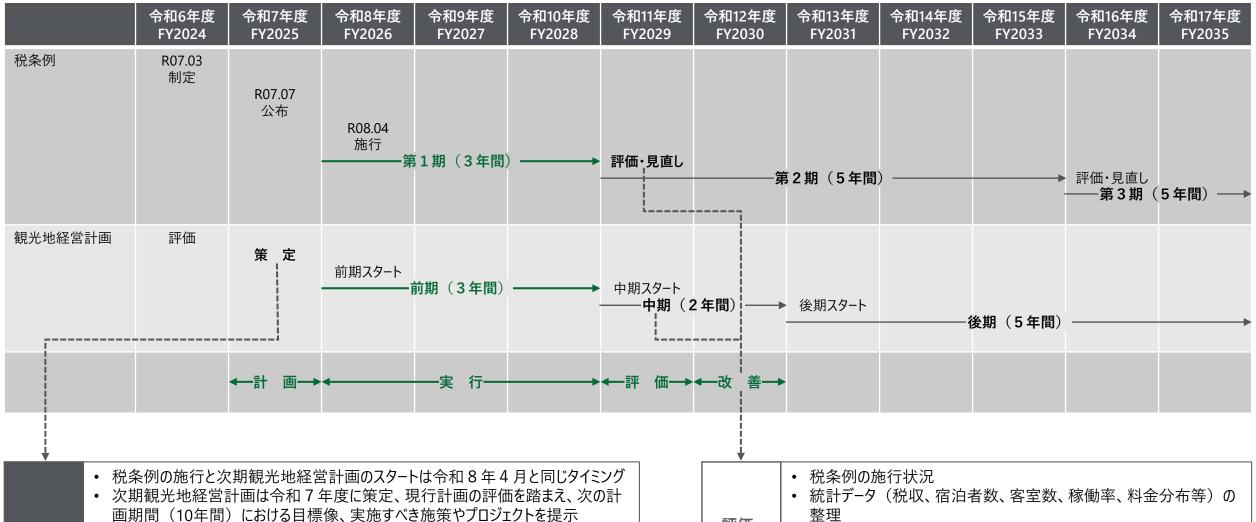
- 美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高める
- 村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る

取組の 方向性

- 地域資源を保全・活用・継承するための環境と制度を整え、環境や経済面で 地域への配慮や意識が高い旅行者に長期的に支持される観光地域づくり
- 観光客の満足度の最大化を図りつつ、観光による負の影響を最小化することで、次世代に誇れる持続可能な観光地域を実現

■ 主な使途とその需要額

使途の枠組み	具体的な事業	需要額
【観光客の満足度の最大化】 ① 観光客(納税者)の利便性・満足度向上に資する 事業	 観光インフラの整備 二次交通(シャトルバス、デマンド交通、ライドシェア)の拡充と他サービスとの連携による白馬MaaSの実現 0.5億円 観光DXの促進(キャッシュレス、Web / アプリ情報・予約・決済システム、Wi-Fi整備、データ収集) 0.1億円 新たな観光コンテンツの整備支援、道路・上下水道等の整備 0.3億円 魅力あるまちづくり 観光人材育成(コンシェルジュ設置、ホスピタリティ教育、DMO機能強化) 0.2億円 景観向上・修景整備(花の植栽、草刈、落書き対応、無電柱化) 0.05億円 誰にとっても(ユニバーサルデザイン)快適な滞在空間の創出(ベンチ整備、案内板整備、トイレ整備) 0.05億円 	1.2億円
【観光による負の影響の最小化】 ② 観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業	環境保全 観光により発生するゴミの削減や処分(ゴミ拾い活動、分別啓発、事業系ゴミ処理) 0.2億円 山林や河川、里山の自然環境整備(浚渫、植生回復、外来種除去、ナラ枯れ対策等森林環境保全) 0.2億円 観光に起因するCO2の削減(EV充電器設置、宿泊施設・観光施設断熱性能向上、脱プラスチック施策) 0.5億円	0.9億円
③ 税等の徴収・運用の仕組みづくり	宿泊税の導入・運用に係る経費 ・ 徴収に関する事務負担を軽減する施策(共通システム開発・導入、人材確保)、徴税に係る経費 0.25億円 ・ 宿泊税の周知啓発(HP整備、POP/案内制作・掲示・配付、勉強会・説明会の開催) 0.05億円	0.3億円
④ 中長期的な戦略/計画の設定	• 各種調査(観光事業者や住民意識調査、モバイル空間統計、観光経済波及効果)、観光地経営計画の作成 0.1億円	0.1億円
⑤ 観光リスクマネジメント	安全・安心なリゾート形成 ・ 災害・疫病などの観光客向け対策(防災情報の多言語化、避難所整備、感染症対策) 0.1億円 ・ 観光客のマナー向上や滞在中の安全に関する事業(マナー条例・セーフティチップス周知、防犯カメラ設置、観光客向け救急・消防・医療体制の確保) 0.4億円	0.5億円
※条例施行後3年間における実施事業は、次期観光地経	・ 営計画に財源を備えた前期実施計画として記載(別紙3-2)	3.0億円



策定

- 観光振興税の導入に伴い、次期計画では財源を備えた実施計画の作成が可能
- 税制度の見直し期間が条例施行後3年であることを考えると、前期(3年間) の実施計画は、納税者と特別徴収義務者が税導入の必要性を理解し、効果を 実感できるように、実行レベルの事業を計画しなければならない

- 前期における計画事業の実施状況
- 宿泊事業者アンケート

評価・

見直し

- 後期における事業計画とそれに応じた財政需要の見通し
- 上記に基づき、現行制度を評価、必要に応じて制度を見直し